

徳島県告示第三百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

4 0 1		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
同	鳴門徳島自 転車道			徳島市川内町米津三四三 番地先から		旧	二・〇〇五・四	一四六・〇
	番一 地先 まで			同 三三三 一		新	二・四〇一四・八	一六七・五